

令和 8 年 4 月 19 日執行  
与 那 原 町 長 選 挙

# 選 挙 公 報 の 手 引 き

与那原町選挙管理委員会

TEL 945-2201

FAX 946-6074

## 1 概要

- (1) 選挙公報は、「与那原町選挙公報に関する条例」に基づき、町選挙管理委員会が発行し、町内各世帯へ配布されます。
- (2) 候補者が、選挙公報に「氏名」、「経歴」、「政見等」の掲載を受けようとするときは、町選挙管理委員会へ掲載申請を行う必要があります。
- (3) 提出書類は、次のとおりです。

i	選挙公報掲載申請書（様式第1号）	1通
ii	選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号）	2通
iii	写真（白黒）	2葉

- ① 選挙公報掲載原稿用紙は、町ホームページからダウンロードできます。また、書類作成に当たっては、記入例をご参照下さい。
  - ② 町選挙管理委員会から交付される「申請書」及び「原稿用紙」を用い、破損又は汚損しないように注意して下さい。
- (4) 選挙公報は、候補者から提出された原稿とほぼ同一の大きさと、写真製版により印刷します。（候補者数によりサイズを変更する場合があります）
  - (5) 告示日（4月14日）に正式に提出された原稿等は、一切お返しいたしません。

## 2 日程等

区分	日時	場所
事前審査	令和8年3月16日（月）から 令和8年3月27日（金）まで	選挙管理委員会が指定する場所
受付	令和8年4月14日（火） 8時30分から17時まで	町役場3階会議室301・302

- ※ 事前審査の時刻については、町選挙管理委員会と調整して下さい。
- ※ 受付については、指定された時刻を過ぎると受付することが出来ませんので十分に注意するようお願いします。

### 3 提出書類の作成要領

#### (1) 選挙公報掲載申請書（様式第1号）

##### ① 「住所」欄

立候補届出書の「住所」欄と一致させて下さい。

##### ② 「候補者」欄

立候補届出書の「氏名」欄と一致させて下さい。併せて、立候補届出書で使用した「印鑑」を押印して下さい。

#### (2) 選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号）

##### －基本的事項－

◎ 町選挙管理委員会が交付する原稿用紙を用いて下さい。

◎ 町選挙管理委員会では、原則として候補者から提出された原稿用紙をそのまま印刷し、選挙公報として発行します。掲載内容については候補者の責任となりますので、提出前に掲載内容を十分に確認して下さい。

#### 【掲載欄外記載事項】

##### (1) 「選挙名」欄

立候補する「選挙名」を正確に記載して下さい。

##### (2) 「候補者氏名」欄

立候補届出書の「氏名」欄と一致させて下さい。

##### (3) 「連絡場所」欄

掲載に係る責任者の所在地を記載して下さい。

##### (4) 「連絡電話番号」欄

掲載責任者と確実に連絡がとれる連絡電話番号（自宅でも携帯でも可）を記載して下さい。

#### 【掲載欄記載事項】

##### (5) 「写真」欄

町選挙管理委員会で候補者の写真を印刷しますので、何も記載しないで下さい。（写真を貼り付けないで下さい。）

(6) 「氏名」欄

立候補届出書の「氏名」欄と一致させて下さい。

氏名欄には氏名のみを記載して下さい。通称認定書を提出する場合は、必ず通称（呼称）を記載して下さい。

「所属党派」、「年齢」等を記載する場合は、氏名欄左右の余白に記載して下さい。ただし、「政見」を記載することは出来ません。

(7) 鉛筆は使用できません。ペン字、タイプライター及び活字作成した原稿は、印刷をすると不鮮明になることがありますのでご注意下さい。また文字が小さくなりすぎないようにして下さい。

(8) 掲載文は、黒色の色素により、色の濃淡無く、原稿用紙の枠内に記載して下さい。枠外に書いても印刷されませんのでご注意下さい。

なお、掲載文を原稿用紙に貼り付ける場合は、原稿用紙の枠が隠れないように注意して下さい。

(9) 掲載文に、図、イラストレーション等を記載する場合は、掲載文を記載することができる面積（氏名欄及び写真掲載欄を除く。）のおおむね2分の1を超えて掲載することは出来ません。

(10) 掲載文の掲載内容は原則として自由ですが、他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝等、選挙公報としての品位を損なう記載は出来ません。

(11) 訂正に修正液等は使用しないで下さい。掲載文の修正が必要な場合は、新たな原稿用紙を使用して下さい。

(12) 町選挙管理委員会は、以上の注意事項に違反した掲載文について補正を求め、候補者がそれに応じない場合は、職権により必要な補正をすることがあります。

(13) 原稿用紙を破損又は汚損したため、再交付が必要な場合は、「問い合わせ先（選挙管理委員会）」まで申し出て下さい。

### 【原稿用紙の枠】

	縦	横
候補者氏名欄	4.9cm 以内	4.0cm 以内
政見等記載欄	7.9cm 以内	15.3cm 以内

### 【原稿用紙の枠（データサイズ）】

	高さ	幅
候補者氏名欄	4.9cm 以内	4.0cm 以内
政見等記載欄	7.9cm 以内	15.3cm 以内

※ Excel のテキストボックス（P15 参照）

※ Word を使用したテキストボックスのサイズも上記と同様です。Word のテキストボックスの方がサイズのズレが少ない傾向になります。

### (14) 写真

#### ① 写真のサイズ等

サイズ：縦 **3.5 c m**×横 **3.0 c m**（上半身**手札型**）

種 類：白黒写真

ポーズ：写真見本を参考にして下さい

② 立候補届出の日前 3 ヶ月以内に撮影したものに限りです。

③ 印画紙は、絹目調のものではなく、光沢のあるものを使用して下さい。

④ 網掛けの処理は行わないで下さい。

⑤ インクジェットプリンター及びレーザープリンターで印刷した写真は、印刷時に不鮮明になるおそれがありますので、使用しないで下さい。

#### ⑥ 提出にあたっての注意点

ア) 裏面に、候補者の氏名、党派、撮影年月日を記入して下さい。

※ 筆圧で写真に裏写りしないように留意願います。

イ) 写真は、原稿用紙に貼り付けないで下さい。

#### 4 その他

##### (1) 掲載申請書の撤回、掲載文の修正、写真の取り替え

選挙公報掲載申請書を受け付けた後、既に提出した選挙公報掲載申請を撤回し、又は、掲載文の修正、写真の取り替え等を行う場合には、令和8年4月14日（火）17時までに、次の書類により申請して下さい。

内 容	提出する書類	部 数
掲載申請の撤回	選挙公報掲載修正（撤回）申請書	1 通
掲載申請の修正	選挙公報掲載修正（撤回）申請書 原稿用紙（修正後のもの）	1 通 2 通
写真の取り替え	選挙公報掲載修正（撤回）申請書 原稿用紙（修正後のもの）	1 通 2 通

##### (2) 選挙公報の掲載順序を決定するくじの実施場所及び日時について

選挙公報の掲載順序は、町選挙管理委員会がくじで決定します。くじは、告示日に次の場所・日時で行います。

立会を希望される場合は、開始5分前までに所定の場所へお越し下さい。

選挙名	場 所	日 時
与那原町長 選挙	与那原町字上与那原 16 番地 与那原町選挙管理委員会室	令和8年4月14日（火） 17時10分から

##### (3) 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	F A X 番号
与那原町選挙管理委員会	098-945-2201(総務課) 098-945-3394(選管)	098-946-6074

## 選挙公報の掲載順序について

### 1 与那原町長選挙の場合

年	月	日執行
与那原町長選挙 選挙公報		
与那原町選挙管理委員会		
<b>1</b>		
<b>2</b>		
<b>3</b>		

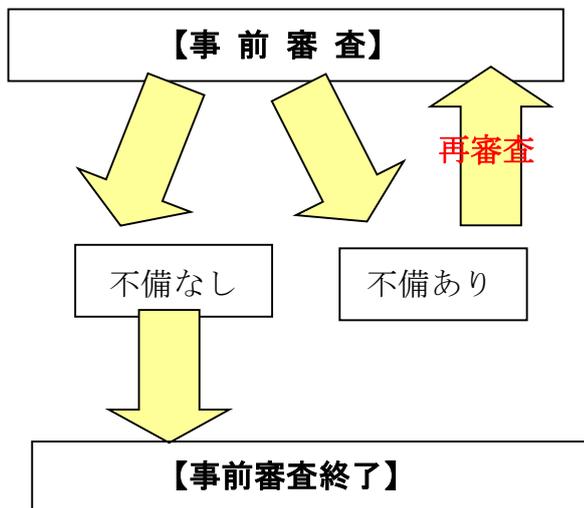
#### 備 考

- 1 裏面に掲載する順序は、様式中の数字の順とする。
- 2 候補者数により余白が生じた場合は、選挙啓発に関する事項を記載する。

# 選挙公報申請の流れ

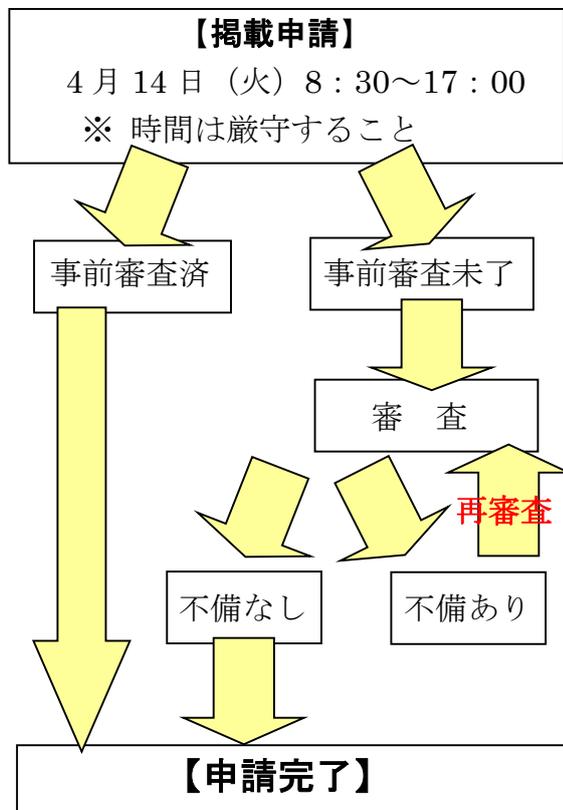
## ◎ 事前審査

**【事前審査申請】**  
3月16日（月）～ 27日（金）  
※ 時間については選管と調整



- ① 次の書類を持参して下さい。  
※ 提出書類 (イ) 申請書 1通  
(ロ) 原稿用紙 2通  
(ハ) 白黒写真 2葉
- ② 書類をお預かりし、審査を行います。
- ③ 書類を審査し、その当日又は数日後、審査結果をお知らせします(※ 再審査の場合は町選挙管理委員会まで来所願います)
- ④ 不備がある場合は、補正後、再審査を行います。
- ⑤ 以後、不備が無くなるまで随時審査を行います。
- ⑥ 不備が無くなったら事前審査終了です。  
・原稿用紙、白黒写真は町選挙管理委員会  
で保管します。  
・申請書は返却しますので保管下さい。

## ◎ 申請



- ⑦ 告示日に立候補届出が受理された後で申請を行います。
- (事前審査済の場合)
- ⑧ 申請書等を提出し、受付完了です。  
※ 提出書類 (イ) 申請書 1通
- (事前審査未了の場合)
- ⑧ 提出書類の審査が行われます。  
※ 提出書類 (イ) 申請書 1通  
(ロ) 原稿用紙 2通  
(ハ) 白黒写真 2葉
- ⑨ 不備がある場合審査後、再審査を行います。
- ⑩ 不備が無くなったら申請完了です。

申請は告示日（4月14日）のみとなっています。提出書類に不備がある場合は、受付が出来ませんので、必ず事前審査を受けることを推奨します。

# 選挙公報掲載文原稿用紙

令和8年4月19日執行  
与那原町長選挙

候補者氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)
連絡場所	与那原町字 電話	所属党派

◎ 立候補届出書の氏名と一致

◎ 掲載に係る責任者の所在地を記入して下さい

◎ 満年齢は4月19日現在  
◎ 政党がない場合は「無所属」と記入

◎ 立候補する選挙名を記載する

◎ 写真は貼り付けないで下さい。  
(写真の裏に名前を記入して下さい)  
◎ 写真サイズは、縦3.5cm×横3.0cm

◎ 原稿を貼り付ける場合は、原稿用紙の外側の枠からはみ出さないように貼り付けて下さい

## 【氏名欄について】

- ◎ 氏名欄には氏名のみ記載すること
- ◎ 立候補届出書の氏名と同一であるか
- ◎ 通称認定申請書が提出されている場合は、通称が記載されているか

## 【氏名欄の左右の余白について】

- ◎ 氏名欄左右の余白に「所属党派」、「年齢」及び「生年月日」等を記載することは妨げないが、「政見」は記載できない

写  
真  
欄

氏  
名  
欄

※受付日時	※受付番号	※受付者氏名
年 月 日 午前(後) 時 分		

◎ 記入しないで下さい  
(選管が記入します)

※印欄は、記入しないでください。

## 備考

1. 氏名(通称)は、通称の認定を受けた場合においてはその通称を記載すること。
2. 候補者の写真を添えること。上半身手札型(縦3.5cm、横3.0cm)
3. 用紙の大きさは候補者の数、印刷の都合等により定めるものとする。

与那原町選挙管理委員会

# 写真見本

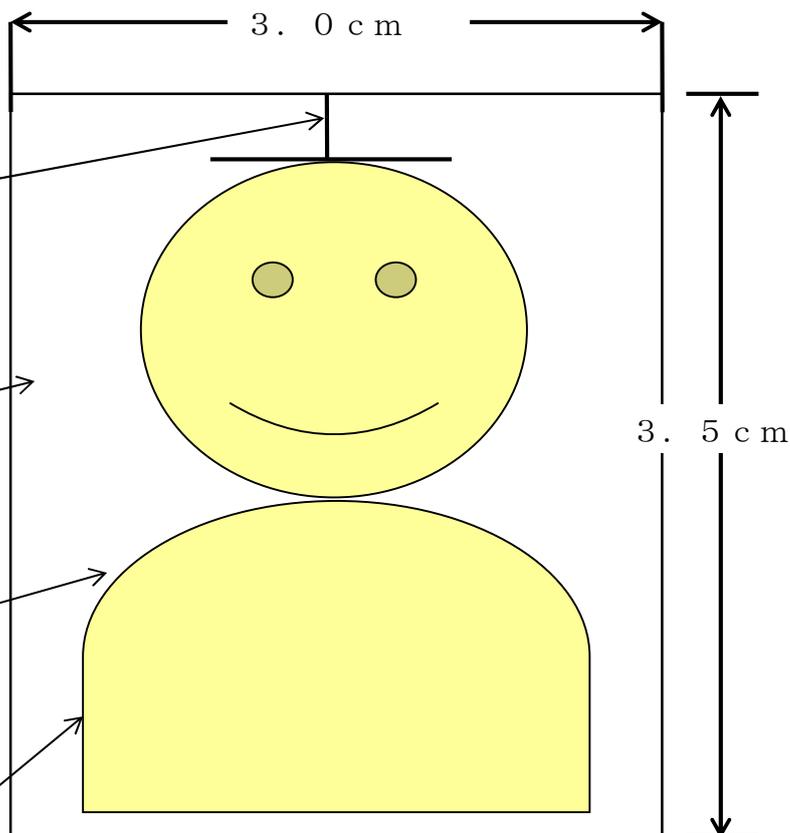
## 【オモテ】

5 mm 程度のスペース  
が空くように撮影する

背景はやや暗めになる  
よう撮影する（明るすぎ  
ないように注意する）

肩幅まで写真に写るよ  
うに撮影する

上半身（みぞおちより  
上くらいまで）が全て  
写るように撮影する



## 【ウラ】

裏面に候補者の氏名、党  
派、撮影年月日を記入し  
て下さい。  
（筆圧で写真に裏写りし  
ないように注意する）

氏名 与那原 太郎

党派 ○○○党  
（ない場合は、無所属と記入）

撮影年月日  
令和○○年○○月○○日

- ◎ 印画紙は、絹目調のものではなく、光沢のあるものを使用して下さい。
- ◎ 網掛けの処理は行わないで下さい。
- ◎ インクジェットプリンター及びレーザープリンターで印刷した写真は使用しないで下さい。

選挙公報掲載申請書

令和 年 月 日

与那原町選挙管理委員長 殿

住 所

候補者氏名

印

所属党派

連絡場所

電話番号

与那原町選挙公報の発行に関する条例第 3 条の規定に基づき、選挙公報の掲載を受けたいので申請します。

選挙の種類 令和 8 年 4 月 19 日 執行  
与那原町長選挙

(必須別添)

1. 掲載文（原稿用紙） 2 通
2. 写真 2 葉

備 考

- 1 写真は、当該選挙の期日前 3 箇月以内に撮影した候補者自身の上半身、無帽、無背景及び正面向きの写真で、手札型の大きさのものとし、当該写真の裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。
- 2 写真は、掲載文原稿用紙にのり付けしないこと。

選挙公報掲載修正(撤回)申請書

令和 年 月 日

与那原町選挙管理委員長 殿

住 所

候補者氏名

印

令和 年 月 日申請しました政見等又は写真を修正(撤回)したい  
ので申請します。

1 選挙の種類 令和 年 月 日 執行  
選挙

2 提出の事由 修正 ・ 撤回

備 考

- 1 掲載文の修正をしようとするときは、修正後の原稿を 2 通添付すること。
- 2 写真を変更する場合は、写真 2 枚を添付すること。